

大問一 問一

■形式上の不備

- ・文末表現…要素D参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素D不可
- ・句点の扱い…1点減点

**基準** 配点…8点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

近代的な世界観の中での、諸経験を説明するための

B

知の枠組みが、

C

現代の世界のあり方に対応しようとして、

D

領域が規定されないまま大きく変動すること。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄二行 一行以下のものは全体不可(0点)

■要素A 近代的な世界観の中での、諸経験を説明するための…2点

- ・「地滑り」するものが「近代」のものであることを説明していないものは要素A加点なし
- ・同意例…近代的な世界観に対応した(していた)

■要素B 知の枠組みが…2点

- ・「地滑り」するものが「知の枠組み」であることを説明していないものは要素B加点なし
- ・解答の主語が「知の枠組み」になっていないものは要素B加点なし

■要素C 現代の世界のあり方に対応しようとして…2点

- ・「地滑り」した後にあるのが、「近代」に対する「現代」であるということの説明していないものは、要素C加点なし
- ・同意例…現代の経験に促されて、現代世界の新しい経験に対応するために

■要素D 領域が規定されないまま大きく変動すること…2点

- ・「領域が規定されずそのまま」に1点。※「地滑り」の「地」のニュアンスを出すための「土台から」「根本から」「根本的に」と表現している解答も○。
- ・「大きく変動すること」に1点。「大きく変動している」ということ「等も○。※「大きく」がないと×。

大問一 問二

■形式上の不備

- ・文末表現…要素F参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素F不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…12点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

「現代思想」とは、その時々の「今」に存在する知のモードにすぎないのに、

B

ある固有の特質をもつものとして扱われること自体が

C

疑わしいことであるが、

D

それが対象と領域を明確にした学問体系をもつ科目として、

E

大学のカリキュラムに組み込まれていると、

F

いっそう疑わしさが目立つということ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄五行 三行以下のものは全体不可(0点)

■要素A 「現代思想」とは、その時々の「今」に存在する知のモードにすぎないのに…2点

・「とりわけ」であるので、傍線部より前の内容から、「そもそも」にあたる、「現代思想」についての基本的なとらえ方の説明をしていないものは、要素A加点数なし

■要素B ある固有の特質をもつものとして扱われること自体が…2点

・要素Aで確認した、「現代思想」がその言葉とは異なった意味合いで扱われるようになったことについての説明がないものは、要素B加点数なし

■要素C 疑わしいことであるが…2点

・要素Aを要素Bのように扱うことを、筆者が「うさん臭い」と考えていることの説明がないものは、要素C加点数なし

■要素D それを対象と領域を明確にした学問体系をもつ科目として…2点

・傍線部について、要素Bのありかたを「大学」にあてはめて説明していないものは、要素D加点数なし

■要素E 大学のカリキュラムに組み込まれていると…2点

・傍線部について、要素Bのありかたを「大学」にあてはめて説明していないものは、要素E加点数なし

■要素F いっそう疑わしさが目立つということ…2点

・傍線部について、要素Cに対応した言い換えをしていないものは、要素F加点なし

\*傍線部の「とりわけ、いかがわしさは際立ちます」という表現であるので、「それ以外（それ以前）」の「いかがわしさ（うさん臭さ）」から入って説明することを問にしたが、そこに触れた答案は少ないと考えられる。

\*「そもそも」の「うさん臭さ」と、「カリキュラム」に組み込まれている「いかがわしさ」を、それぞれ適切に説明しているかどうかをチェックする。

大問一 問三

形式上の不備

- ・文末表現…要素E参照／内容説明の結び「～こと」になっている場合は、要素E不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…10点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

「現代思想」は、一つの学科として対象を規定できない「似非学問」だと否定的に捉える風潮があるが、

B

従来の学問だけでは答えを見出すことができない

C

グローバル化した現代のあり方に対処するためには、

D

曖昧さをもち領域が明確ではない

E

「現代思想」が必要になると考えているから。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄四行 二行以下のものは全体不可(0点)

■要素A 「現代思想」は、一つの学科として対象を規定できない「似非学問」だと否定的に捉える風潮があるが…2点

・「肩をもちたくなる」のが、「現代思想」であることと、それが一般に白眼視(冷遇)されていることを説明していないものは、要素A加点数なし

■要素B 従来の学問だけでは答えを見出すことができない…2点

・「肩をもちたくなる」理由として、従来の学問では対処しきれない状況があることを説明していないものは、要素B加点数なし

■要素C グローバル化した現代のあり方に対処するためには…2点

・「肩をもちたくなる」理由として、グローバル化という状況があることを説明していないものは、要素C加点数なし

※「グローバル化した現代」という表現ではなく、抽象的に言い換えて「さまざまなかたちで人間が「無」に直面するようになった現代」でも良い。

■要素D 曖昧さをもち領域が明確ではない…2点

・要素B・Cに対するための「現代思想」の必要性を説明する上で、その性質を説明していないものは、要素D加点数なし

・同意表現として、「対象を規定できない」等も可。

■要素E 「現代思想」が必要になると考えているから…2点

・要素B・Cに対するには、「現代思想」が必要になる(必要である)ことを説明していないものは、要素D加点数なし

大問一 問四 (文系のみ)

形式上の不備

- ・文末表現…要素E参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素E不可
- ・句点の扱い…1点減点

**基準** 配点…10点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

二十世紀初頭の精神分析的な知の出現は、

B

通常の人格的な意識が主体にとって対象たりえない「無意識」の作用を受けていることの見に結びつき、

C

それまでの、合理主義的・実証主義的な近代的知のありようを

D

根本的に揺るがし、

E

相対化したということ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄四行 二行以下のものは全体不可(0点)

■要素A 二十世紀初頭の精神分析的な知の出現は…2点

・傍線部は、その直前にある「精神分析」が出現したことによっているということを説明していないものは、要素A加点数なし

・「二十世紀」ではなく「今世紀」と書いてしまっているものは1点減点。

■要素B 通常の人格的な意識が主体にとって対象たりえない「無意識」の作用を受けていることとの発見に結びつき…2点

・「意識」に対する「無意識」の発見ということを説明していないものは、要素B加点数なし  
※細かいことですが、「結びついていて」の表現のほうが望ましいです。(先に無意識の発見があり、後に精神分析が出現したため。)今回は「無意識の発見」と「精神分析の出現」の順番に関しては不問としてください。

■要素C それまでの、合理主義的・実証主義的な近代的知のありようを…3点

・「意識」や「対象認識」が「近代」の考えであることを説明していないものは、要素C加点数なし

■要素D 根本的に揺るがし…2点

・要素A・Bが要素Cを「否定」したということとを説明していないものは、要素D加点数なし

■要素E 相対化したということ…1点

・「意識」の「絶対性」を、「無意識」が「相対化」したということとを説明していないものは、要素E加点数なし



\* 「近代」のあり方に対して、それとは異なる「現代」のあり方を説明することを問いましたが、その関係をうまく言葉をつなげることができていないものが多いと考えられるので、言葉の不  
足などに注意して、減点する箇所があるかどうかをチェックする。

【二〇二一年度 第二回京大模試理系 第二問】【採点基準】

問一

小説は、作家のもつ世界観により 創作される言語芸術であり、登場人物も実在の人物そのものではなく、

憲法に保障された表現の自由の範囲内にあるものであるので、

プライバシーの侵害には当たらない。(92字)

・①＝1点、②＝1点、③＝3点、④＝1点、⑤＝4点。(計10点)

①〈小説は作家の人間観、社会観(○)追究するテーマ(○)世界観(○)にもとづくものである〉  
ことの説明ができていないこと。

②〈小説は言語のみによって構築されたフィクション(○)創作(○)である〉  
ことの説明ができていないこと。単に「フィクション」・「創作」としたのも可。

③〈(したがって) 実在の人物をモデルにした登場人物も創作である(○)実在の人物そのままではない〉  
ことの説明ができていないこと。「実際の人物の心理や言動とは次元の異なるもの」などの表現でも可。

④〈小説は表現の自由の範囲内にある〉  
ことの説明ができていないこと。「表現の自由」と解釈できる内容であれば可。

⑤〈(したがって) プライヴァシーの侵害には当たらない〉  
ことの説明ができていないこと。

※⑤以外の各要素、ほぼ同内容であれば加点してよい。



問二

小説のモデルとされた者は、作者の創作に加えて、

読者の想像力による解釈によっても、

現実の社会においてもとの自分の保持が不可能になってしまうということ。

・①＝2点、②＝4点、③＝4点。(計10点)

①へ小説のモデルとされることで、作家による脚色がなされる(○)自己を変形させられる(○)もとの自分とは異なったものとなる(○)ことの説明ができていないこと。

②へ読者の想像力によって、解釈される(○)さらなる変形が行われる(○)もとの自分とはますます違ったものになってゆく(○)ことの説明ができていないこと。

③へそれが事実として通用してしまい、もとの自分のイメージを取り戻すことが不可能になる(○)ことの説明ができていないこと。「実在する本人とかけ離れた存在となってしまう」・「現実での自らのイメージの変容が不可避となる」などの表現でも可。「その人のもつ私的な情報が世間に知れ渡る」や、「実生活の面で被害を受けてしまう可能性がある」などの表現は不可。

※各要素、ほぼ同内容であれば加算してよい。

問三

① 「新生」発表の状況においては、

② モデルの被る被害は、小説表現という芸術に比して論ずるに値しないものであったが、

③ 「宴のあと」発表の状況においては、

④ 表現の自由と比しても軽視できないプライバシーという新たな権利として論じられるものになっている。(119字)

・ ① 1点、② 4点、③ 1点、④ 4点。(計10点)

① 「新生」の置かれた状況では、

・ 同内容であれば○。

② (「プライバシー」よりも小説の表現(芸術)が重視されていた)ことの説明ができていないこと。同内容であれば加点して良い。

「プライバシー権」と、「小説表現」の両方に必ず触れていること。どちらかを欠く場合は×。0点。

「プライバシー」の意識が希薄で、小説の表現が優先されていた」など同内容であれば○。

③ 「宴のあと」の置かれた状況では、

・ 同内容であれば○。

④ (「プライバシー」が小説の表現(芸術)と同じくらい論及に値するものと考えられていた)衝突するようになっていた)ことの説明ができていないこと。

「プライバシー権」と、「小説表現」の両方に必ず触れていること。どちらかを欠く場合は×。0点。

三 古文 30点

▲ 内容説明の設問では、末尾の句点がないものは▲1点減点。ただし、現代語訳の設問では、句読点は不問。

問一 傍線部(1)はどのようなことを言っているか、本文全体を踏まえて説明せよ。(10点)

【模範解答】

常々和歌の道に専心して、日常生活から、見るもの、聞くもの、全てにつけて、一心に和歌に執着すること。

- A 常々和歌の道に専心する 3点  
B 日常生活から、見るもの、聞くもの、全てにつけて 4点  
C 一心に和歌に執着する 3点  
D (という)こと。(この文末表現がないものは減点) 減点1点

◆ 各加点要素の加点の条件【A・B・Cに関して部分採点と減点要素D】

- A 「常々この道に心を染めて」の解釈 3点  
「常々和歌の道に専心する」「いつも和歌の道を思いこんで」等。
- B 「行住坐臥、見るもの、聞くものにつけて」の解釈 4点  
B-1 「行住坐臥」の解釈 2点  
「日常生活から」「普段から」「平生から」等。  
B-2 「見るもの、聞くものにつけて」の解釈 2点  
「見るもの、聞くもの、全てにつけて」「見るもの、聞くものにつけて」「全てにつけて」等。

- C 「その心を放たず、執しける」の解釈 3点  
C-1 「その心を放たず、執しける」の解釈 3点  
「一心に和歌に執着する」「ひたすら和歌を極める」「ただ和歌を愛する」等。  
\* 丁寧語があっても不問とする。

D (という)こと。(この文末表現がないものは減点) 減点1点

問二 傍線部(2)を、指示内容を明らかにして、適宜ことばを補って現代語訳せよ。(10点)

【模範解答】

小式部や周防内侍や伊勢の大輔は、じっくり思案する時間もないのに、即座にすばらしい和歌を詠み出だしていたのにちがいない。

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| A | 小式部や周防内侍や伊勢の大輔は     | 3点 |
| B | じっくり思案する時間もないのに     | 2点 |
| C | 即座にすばらしい和歌を詠み出だしていた | 3点 |
| D | …たにちがいない。           | 2点 |

◆各加点要素の加点の条件【A・B・C・Dに関して部分採点】

- A 主体「小式部や周防内侍や伊勢の大輔」の判定 3点
- A-1 「小式部や周防内侍や伊勢の大輔は」「小式部や周防内侍や伊勢大輔が」等。
- B 「思案の暇なく」の解釈 2点
- B-1 「じっくり思案する時間もないのに」「考える時間もないのに」等。
- C 「すぐに詠み出だしたる」の解釈 3点
- C-1 「即座に優れた歌を詠出した」「即座にすばらしい和歌を詠み出だしていた」「その場で名歌を作り出した」等。

- D 「さもあるべき」の解釈 2点

「…にちがいない。」「…できたにちがいない。」「…のだろう。」「…できたのだろう。」等。

\* 丁寧語があってもよい。

問三 傍線部（3）はどのようなことを言っているのか、説明せよ。（10点）

【模範解答】

小式部や周防内侍や伊勢の大輔は、生得的に和歌の才能があり、すぐれているから、その場で与えられた歌題に対して即座にすばらしい和歌を詠めるのであって、誰もがこのようにできるのではないと初めから諦めること。

- A （小式部や周防内侍や伊勢の大輔は）生得的に和歌の才能があり、すぐれているから、2点
- B その場で与えられた歌題に対して即座にすばらしい和歌を詠める 2点
- C 誰もがこのようにできるのではない 2点
- D 初めから諦める 4点
- E （という）こと。（この文末表現がないものは減点）  
減点1点

◆各加点要素の加点の条件【A・B・C・Dに関して部分採点と減点要素E】

- A 「もとより、この道の堪能なれば」の解釈 2点  
「もともと和歌の才能がある人であるから」「元来、和歌の能力があるから」等。
- B 「思案の暇なく、すぐに詠み出だしたる」の解釈 2点  
「即座に優れた歌を詠出した」「即座にすばらしい和歌を詠み出だしていた」「その場で名歌を作り出した」等。
- C 「誰もがこのようにできるのではない」という記述 2点
- D 「自棄」の解釈 4点  
「初めから諦める」「自暴自棄になる」「失望する」「やけをおこす」等。
- E （という）こと。（この文末表現がないものは減点）  
減点1点

以上